



インドネシア BOP層実態調査レポート

- 調査実施日: 2012年9月
- 調査場所: ジャカルタ首都特別州

*インドネシアルピア換算レート 10,000ルピア=約82円(2012年9月平均レート)

概要

基本的にインドネシアの医療システムには市場原理が働いている。すなわち、お金をかければかけるほど良質な医療サービスを受けることができる反面、お金がなければ医療サービスへアクセスすること自体が難しくなる。「貧乏人は病気になれない」という言葉をよく聞くが、残念ながら、インドネシアの低所得層に当てはまる。

貧困層向け医療サービス

インドネシアでは、貧困層向けに貧困家族カード(Kartu Keluarga Miskin)が発行され、その所有者は病院等で医療サービスを受ける場合に無料化などの便宜が図られる。ところが、貧困家族カードを作るには、まず自分の住む隣組長に紹介状を書いてもらい、それを区長へ提出、しばらくの期間の審査を経て、県保健局からカードが発行される。時間と手間がかかる。しかも、保健所や病院では、この貧困家族カードがなければ便宜を図ってくれない。また、カードを持っているのに診療を拒否される場合もある。さらに、この貧困家族カードが1枚15~30万ルピア(約1,250~2,500円)で売買され、貧困層でない者が流用するケースもある。貧困家族カードが本来の形で活用されていない面がある。

近年、地方分権化が行政サービスの向上を目的とするという観点から、多くの地方政府が「保健の無料化」を目玉政策としている。地方政府ごとに無料の内容が異なるが、公立の保健所や病院で診療する場合に、貧困家族カードを持たない者でも、無料で医療サービスを受けることができる。その結果、病院に来る患者数が増え、診療に支障をきたす場合が出ている。「保健の無料化」は当然地方政府の財政を圧迫するため、無料化の中身をより選択的にすることで、少しでも財政負担を和らげようとする傾向が出てくる。

貧困家族カードの入手が面倒だったり、無料化の対象が公立の保健所や病院に限られていたりするため、BOP層はより近くにある医者に診てもらったり、特別な力を持つと信じられている呪術師(Dukun)に頼ったりしている。そして、時にはその支払いはツケ払いの場合もある。



ジャカルタ市内メンテン地区にある保健所の風景。「保健の無料化」の対象になっている。





BOP層の医療サービス利用例

一例として、ジャカルタ市内メンテン地区のアパートで門番をしているジュネット氏の妻のケースを取り上げる。ジュネット氏は週2回、ジャカルタからバスで2時間以上かかるバンテン州セラン市近郊の集落から門番の仕事のためにジャカルタへ出てくる。ある時、自宅にいる妻が風邪を引いた。咳がひどく、骨の節々に痛みがあった。

まず、近所の医者の家を訪ねた。この医者はジュネット氏の家のかかりつけの医者ではない。この医者に診てもらおうと、薬代を含めて1回につき65,000ルピア(約540円)かかる。彼の妻は、医者に1回診てもらっただけでは治らず、2回ぐらい診てもらったという。



医者の家の前に歯医者などの看板が出ている。屋間は大きな病院などに勤務し、家で患者を受け入れるのは通常は夜である。

それでも良くならないうと、近所の産婆さん(Bidanと呼ばれる)の家へ行って診てもらおう。ここでの費用は1回当たり40,000ルピア(約330円)である。

ジュネット氏によると、保健所(Puskesmas)や公立病院(Rumah Sakit Umum)で診てもらおうと1回につき15,000ルピア(約125円)と、医者の家へ行くより安いのは知っているが、処方してくれる薬が粗悪で、家からも遠いので利用しない、ということだった。

産婆さんでも埒が明かないので、呪術師を訪ね、体の痛いところを揉んでもらったり、伝統薬を調合してもらったりする。祈祷師は支払として決まった金額は要求せず、気持ちだけでよいと患者側の負担できる範囲での支払でかまわないとのことである。

妻が子どもを出産する場合、産婆さんに頼むと40万ルピア(約3,330円)かかるが、出産を専門に扱う呪術師だと半額の20万ルピア(約1,660円)で済む。

所感

政府は現在、貧困家族カードや「保健の無料化」などで貧困層の医療サービスを改善しようとしているが、現場では様々な問題が露呈し、あまり改善されてはいない。BOP層は近代医学信奉が強いものの、その効果が現れない場合、伝統的な呪術師に頼らざるを得ない。インドネシアの病院はその設備に応じてクラス分けされるが、設備の整った病院までの距離が遠かったり、無料化で患者数が増えたりしたため、BOP層がアクセスできる医療機関の範囲は事実上限定である。

政府は、BOP層も含め、全国民に加入を義務づける健康保険制度を2014年から実施する準備を進めている。しかし、実際の保険適用範囲がどのように定められるかは明らかになっていない。

JETRO

【免責事項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。